

特定非営利活動法人難民支援協会

2024年度活動計算書

2024年7月1日から2025年6月30日まで

(単位:円)

一般正味財産増減の部			
Ⅰ 経常収益			
1 会費収入		678,000	
2 寄附金収入			
一般寄附金収入	152,085,550		
特定目的寄附金収入	99,446,008		
現物寄附金収入	4,741,167	256,272,725	
3 事業収入			
活動収入	1,913,825		
活動委託金収入	2,785,427	4,699,252	
4 助成金等			
補助金収入	6,660,030		
助成金収入	6,254,598	12,914,628	
5 受取利息等		132,073	
経常収益合計			274,696,678
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費	86,516,353		
(2)その他経費			
ファンド	52,646,749		
貸借料	13,919,256		
旅費交通費	7,015,995		
支払報酬	6,705,495		
通信費	2,061,231		
修繕費	81,700		
消耗品費	491,248		
印刷費	1,747,935		
物販売上原価	91,324		
郵送費	2,869,282		
水道光熱費	983,812		
会場費	37,750		
会議費	98,766		
保険料	32,364		
支払手数料	5,859,530		
諸会費	171,255		
業務委託費	7,655,661		
減価償却費	637,051		
広告宣伝費	3,253,663		
租税公課	201,400		
福利厚生費	43,055		
雑費	331,499		
その他経費計	106,936,021		
事業費計		193,452,374	
2 管理費			
(1)人件費	16,614,490		
(2)その他経費			
貸借料	1,642,584		
旅費交通費	45,164		
支払報酬	4,188,800		
通信費	1,813,805		
修繕費	282,832		
消耗品費	857,243		
印刷費	136,563		
郵送費	45,714		
水道光熱費	1,399,794		
会場費	0		
会議費	30,000		
支払手数料	119,990		
諸会費	156,000		
保険料	37,946		
業務委託費	5,676,350		
減価償却費	959,985		
租税公課	57,125		
福利厚生費	115,223		
雑費	77,543		
その他経費計	17,642,661		
管理費計		34,257,151	
経常費用合計			227,709,525
当期経常増減額			46,987,153
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		6,165,600	
2 雑損失		844,600	
経常外費用計			7,010,200
税引前当期一般正味財産増減額			39,976,953
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期一般正味財産増減額			39,906,953
前期繰越一般正味財産額			291,596,684
次期繰越一般正味財産額			331,503,637
指定正味財産増減の部			
1受取寄付金			
			0
2一般正味財産への振替額			
			0
当期指定正味財産増減額			0
前期繰越指定正味財産額			60,151,405
次期繰越指定正味財産額			60,151,405

特定非営利活動法人難民支援協会
2024年度貸借対照表
2025年6月30日現在

(単位:円)

I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	58,102		
普通預金	257,857,463		
当座預金	61,220,566		
定期預金	2,020,599		
ペイルド預金	623,794		
犬養道子基金特定資産	60,151,405		
棚卸資産	3,252,490		
未収金	7,032,623		
その他流動資産	1,689,851		
流動資産合計		393,906,893	
2. 固定資産			
有形固定資産			
附属設備	2,235,935		
機器備品	461,694		
有形固定資産計	2,697,629		
無形固定資産			
電話加入権	84,424		
ソフトウェア	557,646		
無形固定資産計	642,070		
投資その他の資産			
敷金	5,251,500		
基金拠出金	3,000,000		
投資その他の資産計	8,251,500		
固定資産合計		11,591,199	
資産合計			405,498,092
II 負債の部			
流動負債			
未払金	12,099,060		
未払法人税等	70,000		
その他流動負債	1,673,990		
流動負債合計		13,843,050	
負債合計			13,843,050
III 正味財産の部			
当期末一般正味財産額	331,503,637		
当期末指定正味財産額	60,151,405	391,655,042	
正味財産合計			391,655,042
負債及び正味財産合計			405,498,092

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準 協議会)に拠って作成しております。

1) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産は最終仕入原価法を採用しております。

2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の附属設備は定額法、機器備品は定率法で償却しております。無形固定資産は定額法を採用しております。

3) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスを受けた場合は、活動計算書にて現物寄附収入に計上しております。計上額の算定方法は定価等公正な評価額によっております。

4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は税込方式によっております。

2. 事業別損益の状況

別紙参照。

3. 特定資産の増減額その残高および財源等

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	財源等
犬養道子基金特定資産(注1)	60,151,405	0	0	60,151,405	指定正味財産
合計	60,151,405	0	0	60,151,405	

(注1):特定資産は故 犬養道子様から遺贈寄付として頂きました。難民の生活支援、法的支援の拡充に活用します。

4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首 取得価額	取得	減少	期末 取得価額	減価償却 累計額	期末 帳簿価額
附属設備	7,324,207	0	0	7,324,207	5,088,272	2,235,935
機器備品	6,985,514	0	0	6,545,514	6,523,820	461,694
電話加入権	84,424	0	0	84,424	0	84,424
ソフトウェア	2,636,300	440,000	0	3,076,300	2,518,654	557,646
敷金	5,251,500	0	0	5,251,500	0	5,251,500
基金拠出金	3,000,000	0	0	3,000,000	0	3,000,000

5. 役員及びその近親者等との取引の内容

当会役員が役員を兼任する公益社団法人難民起業サポートファンドとの取引は、次の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に 計上された金額	左の内役員及び 近親者等の取引
(財産目録・貸借対照表)		
基金拠出金	3,000,000	3,000,000

6. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

活動計算書の事業費に計上した「ファンド」とは、支援対象者に直接提供する生活費や医療費等の現金の他、食料品やシェルター等、同じく直接提供する為に購入した物品・サービスの経費を意味します。

2024年度事業別経常損益内訳書

2024年7月1日から2025年6月30日まで

(単位:円)

	1相談・支援事業	2コミュニティ支援	3就労支援	4シリア	5広報・資金調達	6調査・研究・政策提言	事業計	管理・運営	合計
一般正味財産増減の部									
経常収益									
会費収入	0	0	0	0	678,000	0	678,000	0	678,000
一般寄附金収入	0	0	0	0	152,085,550	0	152,085,550	0	152,085,550
特定目的寄附金収入	6,712,008	0	0	0	86,234,000	6,500,000	99,446,008	0	99,446,008
現物寄附収入	2,483,399	0	0	0	2,257,768	0	4,741,167	0	4,741,167
活動収入	0	0	0	0	1,856,825	57,000	1,913,825	0	1,913,825
補助金収入	6,660,030	0	0	0	0	0	6,660,030	0	6,660,030
助成金収入	1,530,000	0	2,500,000	0	1,800,000	424,598	6,254,598	0	6,254,598
活動委託金収入	311,697	0	0	2,473,730	0	0	2,785,427	0	2,785,427
受取利息収入等	0	0	0	0	0	0	0	132,073	132,073
経常収益計	17,697,134	0	2,500,000	2,473,730	244,912,143	6,981,598	274,564,605	132,073	274,696,678
経常費用									
(1)人件費									
人件費	34,187,038	2,632,618	7,547,545	5,085,063	22,322,858	14,741,231	86,516,353	16,614,490	103,130,843
(2)その他経費									
フアンド	52,070,702	46,045	530,002	0	0	0	52,646,749	0	52,646,749
賃借料	8,762,760	597,600	1,195,320	0	2,141,376	1,222,200	13,919,256	1,642,584	15,561,840
旅費交通費	1,312,406	17,455	98,978	4,882,935	232,941	471,280	7,015,995	45,164	7,061,159
支払報酬	1,758,876	0	1,997,600	16,500	2,752,519	180,000	6,705,495	4,188,800	10,894,295
通信費	1,131,284	54,361	4,950	0	553,782	316,854	2,061,231	1,813,805	3,875,036
修繕費	81,700	0	0	0	0	0	81,700	282,832	364,532
消耗品費	326,556	0	0	0	161,373	3,319	491,248	857,243	1,348,491
印刷費	83,387	5,941	13,733	0	1,546,283	98,591	1,747,935	136,563	1,884,498
物販売上原価	0	0	0	0	35,376	55,948	91,324	0	91,324
郵送費	484,974	199,166	0	0	2,106,186	78,956	2,869,282	45,714	2,914,996
水道光熱費	983,812	0	0	0	0	0	983,812	1,399,794	2,383,606
会場費	4,900	0	0	9,900	10,100	12,850	37,750	0	37,750
会議費	54,713	0	0	4,080	10,231	29,742	98,766	30,000	128,766
支払手数料	111,625	320	305	480	5,734,800	12,000	5,859,530	119,990	5,979,520
諸会費	62,000	100,000	0	0	2,255	7,000	171,255	156,000	327,255
保険料	9,185	0	350	0	14,819	8,010	32,364	37,946	70,310
業務委託費	1,560,000	0	2,142,800	0	2,182,861	1,770,000	7,655,661	5,676,350	13,332,011
減価償却費	272,410	0	207,781	0	156,860	0	637,051	959,985	1,597,036
広告宣伝費	0	0	0	0	2,470,911	782,752	3,253,663	0	3,253,663
寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	13,556	0	30	105,952	79,339	2,523	201,400	57,125	258,525
福利厚生費	34,555	0	0	0	0	8,500	43,055	115,223	158,278
雑費	92,575	5,000	0	3,000	122,979	107,945	331,499	77,543	409,042
その他経費計	69,211,976	1,025,888	6,191,849	5,022,817	20,314,991	5,168,170	106,936,021	17,642,661	124,578,682
経常費用計	103,399,014	3,658,506	13,739,394	10,107,910	42,637,849	19,909,701	193,452,374	34,257,151	227,709,525
当期経常増減額	△ 85,701,880	△ 3,658,506	△ 11,239,394	△ 7,634,180	202,274,294	△ 12,928,103	81,112,231	△ 34,125,078	46,987,153
指定正味財産増減の部									
特定目的寄附金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

特定非営利活動法人難民支援協会

2024年度財産目録

2025年6月30日現在

(単位:円)

I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	58,102	
普通預金		
ゆうちょ銀行普通預金(東京貯金事務センター)	2,734,199	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	219,195,482	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	1,050,543	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	12,050,113	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	1,025,610	
PayPay銀行すずめ支店普通預金	10,047,955	
PayPay銀行ビジネス営業部支店普通預金	11,753,561	
当座預金		
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	15,943,528	
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	45,277,038	
定期預金		
みずほ銀行飯田橋支店定期預金	2,020,599	
ペイルド預金	623,794	
特定資産		
犬養道子基金生活支援 特定資産 三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	44,272,695	
犬養道子基金法的支援 特定資産 三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	15,878,710	
棚卸資産		
商品(書籍等)	3,252,490	
未収金(寄付金等)	7,032,623	
その他流動資産		
貯蔵品(切手・商品券等)	736,682	
立替金(職員雇用保険料等)	306,512	
仮払金	75,696	
前払費用(労働保険料等)	570,961	
流動資産合計		393,906,893
有形固定資産		
サーバー	121,444	
PR用映像	1	
プロモーション動画	1	
就労用日本語動画教材	238,750	
事業用PC	2	
物資用冷蔵庫	27,798	
事務所什器類	73,698	
事務所内装・設備	2,235,935	
有形固定資産計		2,697,629
無形固定資産		
電話加入権(1999年11月16日取得)	77,924	
電話加入権(2006年9月13日取得)	6,500	
ソフトウェア(クライアントデータベース・追加機能)	440,001	
ソフトウェア(難民支援協会ウェブサイト)	117,645	
無形固定資産計		642,070
投資その他の資産		
敷金	5,251,500	
基金拠出金(公益社団法人難民起業サポートファンド)	3,000,000	
投資その他の資産計		8,251,500
固定資産合計		11,591,199
資産合計		405,498,092
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	12,099,060	
未払法人税等	70,000	
その他流動負債		
預り金(源泉所得税・住民税・社会保険料)	1,673,990	
流動負債合計		13,843,050
負債合計		13,843,050
正味財産合計		391,655,042

独立監査人の監査報告書

2025 年 9 月 4 日

特定非営利活動法人 難民支援協会
代表理事 石川 えり 殿

藤澤公認会計士事務所
東京都文京区

公認会計士 藤澤 祐貴

監査意見

私は、特定非営利活動法人難民支援協会の 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの 2024 年度の活動計算書、貸借対照表及び財務諸表に対する注記並びに財産目録（以下、これらの監査対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会）に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、年次報告である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会）に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準(2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会)に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準(2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

特定非営利活動法人難民支援協会

代表理事 石川 えり 殿

2024 年度監査報告書

私は、2024 年度（2024 年 7 月～2025 年 6 月）の貴法人における理事の業務執行及び貴法人の財産の状況の監査を行いました。

監査の結果、貴法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

また、貴法人の財産の状況は、全ての重要な点において、貸借対照表、活動計算書及び財産目録に適正に表示されているものと認めます。

2025 年 9 月 12 日

監事

油井 緑